

報告第3号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

工事請負変更契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月28日

幕別町長 飯田 晴義

工事請負変更契約の締結について

幕別町は、次により工事請負変更契約を締結するものとする。

- | | |
|------------|--|
| 1 変更契約の目的 | あかしや南団地公営住宅3号棟解体工事 |
| 2 変更契約の金額 | 変更前の金額 51,535,000円
変更後の金額 52,382,000円
増 加 額 847,000円
増 加 率 100分の1.644 |
| 3 変更契約の相手方 | 加藤・下沢組経常建設共同企業体
代表者
中川郡幕別町忠類白銀町200番地
加藤建設株式会社
代表取締役 加藤 茂樹 |